

## 射水市中央図書館雑誌スポンサー制度募集要項

### 1 目的

射水市中央図書館（以下「中央図書館」という。）の図書館資料を充実し、サービスの向上を図ることを目的とします。

### 2 雑誌スポンサー制度の内容

中央図書館で購入している雑誌の購入費をスポンサーに負担していただき、購入した雑誌の最新号カバー等にスポンサーの広告を表示します。なお、雑誌の調達は中央図書館が行います。また、中央図書館へ納入された雑誌は中央図書館の所有とします。

### 3 スポンサーの要件

(1) 次のいずれにも該当しない企業、商店、団体等とします。なお、広告の掲出中にこれらに該当するにいたった場合も同様とします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む業種若しくは事業者及びこれらに類する業種若しくは事業者

青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない事項に係る業種又は事業者

法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者

民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者

行政機関からの指導等を受け、当該指導等に係る改善を実施しない事業者

本市の市税を滞納している事業者

本市の指名停止措置を受けている期間中の事業者

射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者

前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める業種又は事業者

(2) 個人からの提供は対象外とします。

(3) 雑誌の発行元は自らが発行する雑誌のスポンサーになれません。

### 4 広告の内容

(1) 広告内容は、公共性等を損なうおそれのないもの、かつ図書館内に掲出する広告にふさわしい信用性と信頼性を有するものとし、次のいずれにも該当しないものとします。

(2) 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告表示の対象外とします。

法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

人権を侵害するおそれがあるもの

政治性又は宗教性のあるもの

社会問題についての主義主張に類するもの

個人又は法人の名刺広告に類するもの

青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの

広告内容を市又は、教育委員会が推奨している誤解を招くもの

誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの

- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと教育委員会が認めるもの

## 5 広告の表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面に、スポンサー名等を表示します。  
大きさは、縦4cm×横10cm、ピンク色の用紙に黒色の文字(カラー不可)での表示とします。
- (2) 広告の表示位置は、図書館が決定します。
- (3) 最新号カバー裏面には広告チラシを1枚挿入できます。  
広告チラシは片面印刷で、最新号カバーに収まるサイズのものとしします。

## 6 広告の表示期間

広告を表示する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、期間の途中で申込みがあった場合は、その翌月から3月31日までとします。

## 7 申込みの受付

申し込みは随時受付します。ただし、土日祝・休日及び休館日は除きます。

## 8 スポンサーの申込み

- (1) 「雑誌スポンサー制度申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、次の添付書類と伴に持参または郵送のいずれかの方法により1部提出してください。  
会社概要等、業種が分かるもの  
カバー裏面に片面広告を掲出する場合は、その原稿を3部
- (2) ご提出いただいた書類の内容について、教育委員会で審査を行い、適当と認められる場合は「雑誌スポンサー制度承諾書」(様式第2号)により通知します。
- (3) 「誓約書」(様式第3号)に必要事項を記入し、1部提出してください。

## 9 雑誌の選定及び配架場所

教育委員会が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。なお、希望が重複した場合は先着順とさせていただきます。また、配架場所は、中央図書館が決定いたします。

## 10 雑誌の購入費の支払方法

提供していただく雑誌の購入費は、図書館の指定する期日までに図書館指定の書店に直接お支払いください。

- (1) 支払いは、一括前払いとします。
- (2) 振込手数料等支払いに掛かる経費は、スポンサーの負担とします。
- (3) 購入費の変動により差額が発生した場合は、年度末までに清算するものとしします。
- (4) 雑誌が休廃刊した場合は、その後の広告掲出について、図書館と協議のうえ決定するものとしします。

## 11 広告の内容変更

広告の内容変更を希望する場合は、1週間前までに担当者までお申し出ください。なお、広告の内容変更は1ヶ月間に1度までとさせていただきます。

12 広告表示中止の申し出

雑誌の提供を中止する場合は、3ヶ月前までに担当者までお申し出ください。

13 スポンサーの取消し

次のいずれかに該当する場合はスポンサーの決定を取り消し、広告の表示を中止するものとします。

- (1) スポンサーが雑誌の中止の提供を申し出た場合で、これを教育委員会が承認したとき。
- (2) 広告の表示期間中に、スポンサーが「射水市図書館雑誌スポンサー制度実施要項」第3条1項のいずれかに該当することが判明した場合。
- (3) 教育委員会がスポンサーとして適切でないと認めるとき。

なお、上記の規定により広告の表示を中止した場合は、雑誌の購入費用は返金されません。

14 申込先及びお問い合わせ先

〒939-0351 富山県射水市戸破1511

射水市中央図書館

電話 0766-57-4646

FAX 0766-57-4311

メールアドレス [lib-chuou@city.imizu.toyama.jp](mailto:lib-chuou@city.imizu.toyama.jp)